

宮崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 9 月 5 日
農政水産部農村振興局農村整備課

(趣旨)

第 1 条 県は、原油価格高騰により電気料金が値上がりし、農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減に資するため、予算で定めるところにより、農業水利施設を管理する土地改良区、土地改良区連合及び複数の農業者が利用する農業水利施設を管理する農業者で構成する団体（以下「土地改良区等」という。）に対し、農業水利施設における省エネルギー等を目的とした機器の導入等に要する経費及び農業水利施設の電気料金高騰額について補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の対象となる経費は次のとおりとし、補助額又は補助率は別表のとおりとする。

- (1) 農業水利施設における省エネルギー等を目的とした機器の導入等に要する経費
- (2) 農業水利施設における電気料金の高騰額（国、県又は市町村による電気料金の補助がある場合は、その額が控除されることがある）

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

2 規則第3条に規定する知事の定める期日は、1期（令和5年4月分から11月分まで）に係るものについては令和5年12月27日、2期（令和5年12月から令和6年2月分まで）に係るものについては令和6年3月11日とする。ただし、1期の期日については、国その他の団体の補助金併用により申請金額を確定できない場合、令和6年3月11日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。ただし、第3条第2号に係る申請については、規則第3条の規定にかかわらず同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 第3条第1号に係る規則第3条第4号の規定によりこれに添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 構成員名簿及び定款又は規約
- (2) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (3) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (4) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (5) 農業水利施設の省エネルギー化推進に関する計画書（別記様式第5号）

3 第3条第2号に係る規則第3条第4号の規定によりこれに添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) 構成員名簿及び定款又は規約
- (3) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (4) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
- (5) 第2条第3号に係る誓約書

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間又は第10条に規定する知事の定める期間のいずれか長い期間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月11日のいずれか早い期日までにしなければならない。

ただし、第3条第2号に係る申請については、第5条第3項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

(1) 事業実績書（別記様式第1号）

(2) 収支決算書（別記様式第2号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年9月5日から施行し、令和5年4月1日に遡及して令和5年度予算に係る宮崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行し、令和5年度予算に係る宮崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金に適用する。

別表（第3条関係）

区 分	補助対象経費	補助率 又は 補助額
<p>第3条第1号に係る経費 （農業水利施設における省エネルギー等を 目的とした機器の導入等に要する経費）</p>	<p>機器購入費（設置費及び運搬費等の諸経費を含 む）</p>	<p>200万円 以内</p>
<p>第3条第2号に係る経費 （農業水利施設における電気料金の高騰額）</p>	<p>令和5年4月分から令和6年2月分までの 各月の揚水機場及び揚水ポンプ等に係る電気料 金の高騰額※（国、県又は市町村による電気料金 の補助がある場合は、その額が控除されることが ある）</p> <p>※ 令和3年度と当年度各月との単価差額に 当年度使用実績を乗じた額</p>	<p>2分の1 以内</p>